

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案

参考資料

※ 下線部は現行条例からの改正点、 は12月常任委員会時からの改正点です。

採番	現行条例	改正条例案(12月常任委員会時)	改正条例案
	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
1	(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
2	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。)第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。	(定義) 第二条 (略)	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。)第二条に規定する児童をいう。 二 (略) 三 (略) 四 <u>関係機関等</u> <u>関係機関</u> 、 <u>関係団体</u> 又は子どもを虐待から守ることに <u>関連する活動を行う者</u> その他の関係者をいう。
3	(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 <u>虐待の防止に当たっては、虐待が社会的、経済的その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</u> 3 <u>子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</u> 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 <u>虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</u> 3 <u>子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</u> 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。
4	(県の責務) 第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに <u>関連する活動を行う者</u> その他の関係者(以下「関係機関等」という。)の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。	(県の責務) 第四条 (略)	(県の責務) 第四条 (略) 2 (略) 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、 <u>関係機関等</u> の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

採番	現行条例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
5		<p><u>（市町の責務）</u> <u>第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</u></p>	<p><u>（市町の責務）</u> <u>第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</u></p>
6	<p>（県民の責務） 第五条 県民は、虐待を許してはならない。 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>（市町との協働） 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	<p>（市町との協働） 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>
7	<p>（保護者の責務） 第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>（県民の責務） 第七条 県民は、<u>基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会との連帯が虐待の防止に資することについて理解を深め、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</u> 2 県民は、<u>虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</u></p>	<p>（県民の責務） 第七条 県民は、<u>第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</u> 2 県民は、<u>虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</u></p>
8	<p>（市町との協働） 第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	<p>（保護者の責務） 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、<u>また、その子どものしつけに際して体罰を決して行ってはならない。</u> 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、<u>その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</u></p>	<p>（保護者の責務） 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、<u>また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。</u> 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、<u>その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。</u></p>
9	<p>（関係機関等との協働） 第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。</p>	<p>（関係機関等の役割） 第九条 関係機関等は、<u>県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通して、虐待の防止に努めるものとする。</u></p>	<p>（関係機関等の役割） 第九条 関係機関等は、<u>県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通して、虐待の防止に努めるものとする。</u></p>
10	<p>（地域社会の役割） 第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p>	<p>（地域社会の役割） 第十条 （略）</p>	<p>（地域社会の役割） 第十条 （略）</p>

採番	現 行 条 例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
	第二章 未然防止	第二章 未然防止	第二章 未然防止
11	<p>（子育てに関する情報の提供等）</p> <p>第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。</p> <p>2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。</p>	<p>（子育て支援による未然防止の取組）</p> <p>第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>（子育て支援による未然防止の取組）</p> <p>第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p>
12	<p>（子育て支援指針）</p> <p>第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。</p> <p>4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。</p>	削除	削除

採番	現行条例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
	第三章 早期発見及び早期対応	第三章 早期発見及び早期対応	第三章 早期発見及び早期対応
13	<p>（通告等に係る対応）</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>（通告等に係る対応）</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認めるときは、<u>ためらわずに当該子どもの一時保護を行う又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p>	<p>（通告等に係る対応）</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた<u>と思われる</u>子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第一項の<u>通告</u>を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため<u>必要があると認めるときは、</u><u>ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p>
14	<p>（通告等に係る体制の整備等）</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>（通告等に係る体制の整備等）</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の<u>整備を図るものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、<u>地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</u></p>	<p>（通告等に係る体制の整備等）</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた<u>と思われる</u>子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の<u>整備を図るものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事は、<u>地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</u></p>
15	<p>（早期発見対応指針）</p> <p>第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。</p>	削除	削除

採番	現行条例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
16		<p>（配偶者に対する暴力がある家庭への支援）</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>	<p>（配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援）</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>
17		<p>（子ども自身による安全確保への支援）</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>（子ども自身による安全確保への支援）</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>
	第四章 保護及び支援	第四章 保護及び支援	第四章 保護及び支援
18	<p>（保護支援指針）</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。</p>	削除	削除
19	<p>（虐待を受けた子どもに対する保護及び支援）</p> <p>第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>（虐待を受けた子どもに対する保護及び支援）</p> <p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>（虐待を受けた子どもに対する保護及び支援）</p> <p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p>
20	<p>（虐待を行った保護者への指導等）</p> <p>第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>	<p>（虐待を行った保護者への指導等）</p> <p>第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>	<p>（虐待を行った保護者への指導等）</p> <p>第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>

採番	現 行 条 例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
21		<p><u>（権利擁護）</u> <u>第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他必要な対応を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>（権利の擁護）</u> <u>第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。</u></p>
22		<p><u>（社会的養育及び自立支援）</u> <u>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託推進、児童養護施設等の施設の体制整備その他必要な支援を行うものとする。</u></p>	<p><u>（社会的養育及び自立支援）</u> <u>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。</u></p>
23		<p><u>（転居時の情報共有）</u> <u>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう移転先の児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転し、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けた場合は、必要な支援が切れ目なく行われるよう市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 市町は、虐待を受け支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は虐待を受け当該市町以外の市町村が支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転する情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置に努めるものとする。</u></p>	<p><u>（転居時の情報共有）</u> <u>第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>

採番	現行条例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備
24	<p>（連携・協力体制の整備）</p> <p>第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。</p> <p>2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。</p>	<p>（連携・協力体制の整備）</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他児童の福祉に職務上関係のある者（第二十六条において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等と綿密な連携及び適切な役割分担のもとに協働で支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>（連携・協力体制の整備）</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>
25	<p>（専門家による援助体制の整備）</p> <p>第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p>		
26	<p>（在宅における支援体制の整備）</p> <p>第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>（在宅における支援体制の整備）</p> <p>第二十二条 （略）</p>	<p>（在宅における支援体制の整備）</p> <p>第二十二条 （略）</p>
27	<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一 子どもからの相談に応ずること。</p> <p>二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。</p> <p>2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。</p> <p>3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。</p> <p>4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。</p>	<p>（改正後の第十三条に移行）</p>	<p>（改正後の第十三条に移行）</p>

採番	現 行 条 例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
28	<p>（乳幼児を保護するための拠点施設）</p> <p>第二十二條 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。</p>	削除	削除
29		<p>（子ども虐待防止啓発月間）</p> <p>第二十三條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（子ども虐待防止啓発月間）</p> <p>第二十三條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。</p>
30		<p>（人材の養成等）</p> <p>第二十四條 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする職員の確保及び資質向上を図るものとする。</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>	<p>（人材の養成等）</p> <p>第二十四條 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>
31		<p>（調査研究等）</p> <p>第二十五條 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>（調査研究等）</p> <p>第二十五條 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>
	第六章 その他の施策	【章を削除】	【章を削除】
32	<p>（子ども虐待防止啓発月間）</p> <p>第二十三條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。</p>	(改正後の第二十三条に移行)	(改正後の第二十三条に移行)

採番	現行条例	改正条例案（12月常任委員会時）	改正条例案（最終）
33	（子ども自身による安全確保への支援） 第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。	（改正後の第十五条に移行）	（改正後の第十五条に移行）
34	（人材の養成等） 第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。	（改正後の第二十四条に移行）	（改正後の第二十四条に移行）
35	（調査研究等） 第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	（改正後の第二十五条に移行）	（改正後の第二十五条に移行）
	第七章 雑則	第六章 雑則	第六章 雑則
36	（秘密の保持） 第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。 2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。	（秘密の保持） 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、 <u>取り扱う個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。</u> 2 <u>職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</u>	（秘密の保持） 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、 <u>取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。</u> 2 <u>職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</u>
37	（年次報告） 第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	（年次報告） 第二十七条 （略）	（年次報告） 第二十七条 （略）
38	（委任） 第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第二十八条 （略）	（委任） 第二十八条 （略）

みえ県民カビジョン
第三次行動計画（案）

《子ども・福祉部 抜粋版》

令和 2 (2020) 年 3 月

三 重 県

施策131 地域福祉の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

現状と課題

- 相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人びとが社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- 刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- 福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備し、誰一人取り残さない支援が必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになってきているため、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。このため、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、生活困窮者の自立支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを進めます。

取組方向

- **基本事業 1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供**
 「三重県地域福祉支援計画」に基づき地域福祉の推進を図り、市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、犯罪をした者による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組を進め、関係機関等と連携しながら、就労・住まいの確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等の支援を行います。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。
- **基本事業 2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり**
 ひきこもりなどで生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、電話や面談による相談対応のほか、支援者研修などに取り組みます。また、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、誰一人取り残すことなく、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。
- **基本事業 3 生活困窮者の生活保障と自立支援**
 生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- **基本事業 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進**
 ヘルプマーク、おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準や適合証の啓発、鉄道駅等のバリアフリー化の支援等を進めます。
- **基本事業 5 戦没者遺族等の支援**
 戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承するため、慰霊事業への次世代遺族の参列を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域福祉計画を策定している市町数	18市町	29市町	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
40歳未満の自殺死亡率	14.2 (30年)	12.1 (4年)	40歳未満(子ども・若者世代)における人口10万人あたりの自殺者数
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件 (30年度)	10,426件	福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関(相談窓口)で実施している生活困窮に関する相談に対する、面談や訪問、同行支援の件数 (出典：生活困窮者自立支援統計システム)
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1% (30年度)	85.0%	ヘルプマークを知っている県民の割合

施策132 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取組を進める必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が農林水産分野でさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材育成体制の構築を推進する必要があります。
- 精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神障がい者が不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国においては障害者差別解消法や障害者虐待防止法、また、県においては「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」の整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が地域社会で生きがいを感じながら安心して暮らすことができるよう、障害者権利条約における「障害者を保護の客体から権利の主体へ」との考え方に基づき、県民の皆さんが社会全体で障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、地域の多様な構成員が相互の理解と支え合いにより、障がい者の自立と社会参加を妨げているさまざまな要因の解消を図っていくことで、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるための取組を進めていきます。

取組方向

- **基本事業1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実**
 障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、医療的ケア児・者の受け皿の拡充、就労の場の確保および職場への定着支援、福祉的就労事業所における工賃向上に取り組めます。
- **基本事業2 農林水産業と福祉との連携の促進**
 障がい者が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者の就労機会の拡大に取り組めます。
- **基本事業3 障がい者の相談支援体制の整備**
 障がい者が自ら生活の場や暮らし方を選択し、地域で暮らし続けることができるよう、広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を推進します。
- **基本事業4 精神障がい者の保健医療の確保**
 精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の整備など、精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症について、相談体制の整備や、専門医療機関の確保に努めるとともに、相談機関、専門医療機関と自助グループ等との連携を進めます。
- **基本事業5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進**
 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についての普及啓発、障がいと理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,568人 (30年度)	2,128人	居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数(出典:三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」)
副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	12,665人 (30年度)	16,143人	日中活動系サービスである生活介護、療養介護、就労系サービスである就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、障害児通所系サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスを利用することで、日中活動している障がい児・者数(出典:三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」)
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	-	70人	福祉事業所と農林水産事業者において、農林水産業に新たに年間12日以上従事した障がい者数

施策133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツール^{注1}の導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイト^{注2}の養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意をあらためて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正し、引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- 平成23（2011）年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27（2015）年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28（2016）年には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養育を必要とする要保護児童などが安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、里親、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

注) 1 リスクアセスメントツール：児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護についての判断基準を明確化したもの。

注) 2 アドボケイト：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護する者。

取組方向

■ 基本事業1 児童虐待対応力の強化

児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所の専門職を増員して体制強化を図ります。また、子どもの安全を最優先に考えた迅速な初期対応、虐待があった家庭への支援を行うなど、的確な児童虐待対応に取り組みます。さらに、市町における子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見および早期対応につなげます。

■ 基本事業2 社会的養育の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15市町 (30年度)	29市町	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業 (30年度)	16事業	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング ^{注3} 機関等の事業数
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	28.8% (30年度)	35.0%	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合（出典：福祉行政報告例）

注3) フォスタリング：里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託期間中および委託解除後のフォローなど、質の高い里親養育のための包括的な支援。

施策231 県民の皆さんと進める少子化対策

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 結婚や妊娠、出産、家族のあり方などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提ですが、県民の結婚や出産等について、理想と現実にギャップが生じていることから、さまざまな主体の参画を得ながら、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき少子化対策の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの権利を尊重する「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、イベントの実施等を通じて子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。引き続き、取組を継続するとともに、子どもの自己肯定感を高め、「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっており、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方が多様化し、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加している中、平成28（2016）年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や三重県PTA連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。
- イクボス^{注）}の推進や「みえの育児男子プロジェクト」等の取組により、企業等で働く男性の育児休業取得への関心が高まっている中、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつあるものの、男性が育児休業を取得しやすい職場風土となっておらず、実際の取得が進んでいない現状があります。一方、パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果等があり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんや企業・団体、関係機関と少子化等の現状とその対策の必要性について認識を共有するとともに、さまざまな主体との協働により、従来の血縁、地縁、社縁にとどまらない、「縁を育み、縁で支える」といったより幅広いつながりづくりを進めていきます。

注) 1 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

取組方向

■ 基本事業1 子ども・子育てを応援する気運醸成

さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。

■ 基本事業2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、企業、団体、県民等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。また、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査の適正な実施や、青少年のインターネットの適正な利用が進むよう啓発活動等に取り組みます。さらに、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及啓発を市町や関係機関と連携して進めます。

■ 基本事業3 家庭教育応援の充実

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、妊娠期から学齢期の子を持つ親同士の交流をはじめ、教育の原点である家庭教育を応援する取組を進めます。

■ 基本事業4 男性の育児参画の推進

男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくりについて企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	4.4% (30年度)	11.2%	三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部雇用対策課実施)において、育児休業を取得した男性従業員の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	-	160 企業・団体	「みえの子ども応援プロジェクト」の活動に参加(人的、資金的、物的支援の全て)した企業・団体数
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	100 企業・団体 (30年度)	180 企業・団体	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 未婚の人が結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、さまざまな出会いの機会の情報提供が必要です。また、結婚後には現在と同じ、または近隣の市町に住みたいと考えている人が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がる必要があります。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人も増加していることから、不妊治療と仕事の両立支援のための取組が必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

結婚や出産を個人や家族だけの問題と捉えることなく、行政や学校、企業、NPO等さまざまな主体が連携し、それぞれの地域資源を活用しながら、学童期から結婚、出産、育児に至るまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する体制を整備します。

取組方向

■ 基本事業1 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業2 出逢いの支援

結婚を希望する人等に対して市町や企業などが行う出会い支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運を醸成します。

■ 基本事業3 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。また、若年がん患者が治療を終えた後、子どもを産み育てることができるよう妊孕性温存治療^{注)1}を支援します。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業の不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

■ 基本事業4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

各市町が、妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制を整備できるよう、人材育成や、関係機関の連携促進等の支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数(累計)	132人 (30年度)	270人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	24 企業・団体 (30年度)	64 企業・団体	「みえの出逢い応援団体」の実施する出会い支援に係る取組のうち、複数団体が連携して実施された取組における関わった企業や団体数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	60.0%	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町	29市町	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町の数

注) 1 妊孕性温存治療：小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚(受精卵)、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。

施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一層連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とする時に病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（Check List in Mie）^{注）}1」と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注) 1 CLM：保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

取組方向

■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町の数
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合

1. 「施策」の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

1 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
131	主指標	新規	地域福祉計画を策定している市町数	各市町において地域福祉計画が策定され、地域共生社会の実現に向けた取組が着実に進められるよう、県として地域福祉支援計画を策定し、市町の取組を支援していく必要があることから選定しました。	令和5年度までに既に策定済みの市町も含め、県内全ての市町において、包括的な支援体制の整備を盛り込んだ地域福祉計画が策定されることをめざし、目標値を設定しました。	18市町	29市町
131	副指標	新規	40歳未満の自殺死亡率	40歳未満（子ども・若者世代）における自殺死亡率は増加傾向にあるため、関係機関等と連携し、40歳未満（子ども・若者世代）を対象とした自殺死亡率を減少させることが重要であることから選定しました。	三重県の40歳未満（子ども・若者世代）の自殺死亡率は全国平均（12.4）に比べて高く（14.2）、直近5か年の平均減少率も全国平均（▲3.7%/年）に比べて低い状況（▲0.9%/年）となっています。このため、平均減少率を全国平均のさらに1割増（▲4.0%/年）とすることをめざし、目標値を設定しました。	14.2 (30年)	12.1 (4年)
131	副指標	新規	自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	相談者のさまざまな課題を包括的に受け止める相談体制の構築が求められており、相談者の課題やニーズ等に的確に対応するため、相談者の面談だけでなく、訪問支援や同行支援も行うことで、地域共生社会の実現をめざすものであることから選定しました。	自立相談支援機関の連携相手である民生委員・児童委員の各年度の訪問回数の伸び率が現状約1.8%となっていることから、自立相談支援機関ではその倍3.6%の伸び率となるよう目標値を設定しました。	8,736件 (30年度)	10,426件
131	副指標	新規	ヘルプマークを知っている県民の割合	ヘルプマークの普及をとおり、県民のおもいやりある行動につなげ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため選定しました。	「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（2019-2022）において、令和4年度の目標値を80%としており、その1年後の令和5年度は、5%の伸び率の維持をめざし、目標値を設定しました。	58.1% (30年度)	85.0%
132	主指標	変更	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	障がい者が地域において自立した生活を送るためには、居住の場であるグループホーム等を充実させる必要があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、近年増加傾向にある知的障がい者と精神障がい者の人数の合計に対するグループホーム利用者数の割合を4.14%と設定し、令和5年度の推定障がい者数（51,414人）から目標値を設定しました。	1,568人 (30年度)	2,128人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
132	副指標	変更	障がい児・者の 日中活動支援 事業所の利用者数	障がい者が地域において自立した生活を送るため、また障がい児が地域において適切な療育を受けるためには、日中活動の場を充実させる必要があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、近年増加傾向にある知的障がい者と精神障がい者の人数の合計に対する障害福祉サービス事業所（日中活動系）利用者数の割合を31.4%と設定し、令和5年度の推定障がい者数（51,414人）から目標値を設定しました。	12,665人 (30年度)	16,143人
132	副指標	新規	農林水産業と 福祉との連携 による新たな 就労人数	障がい者の活躍の場をさらに広げていくためには、農林水産業の経営体が生産現場において障がい者が従事可能な作業を福祉事業所に委託する、いわゆる施設外就労を中心に取組を推進することが必要です。これらの取組の成果として、障がい者が農林水産業に従事する機会の拡大を具体的に示すため選定しました。	農林水産業分野における障がい者の就労機会の拡大をめざし、新たな就労人数を年間70人増加させることをめざし、目標値を設定しました。	-	70人
133	主指標	新規	児童虐待の早期 対応力強化に 取り組む市 町数	児童福祉法の改正により市町を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止対応力の強化につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、全ての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることをめざし、目標値を設定しました。	15市町 (30年度)	29市町
133	副指標	新規	児童養護施設・乳 児院の多機能 化等の事業数 (累計)	「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、児童養護施設・乳児院の多機能化が求められていることから選定しました。	令和元年度策定する「三重県社会的養育推進計画」に基づく取組の方向性や地域の実情等をふまえ、令和5年度までに16事業が実施されていることをめざし、目標値を設定しました。	8事業 (30年度)	16事業
133	副指標	継続	里親・ファミリー ホームでケア を受けている 要保護児童 の割合	児童福祉法の改正により、家庭養育優先原則が示され、家庭における養育が適当でない場合は、里親家庭やファミリーホームで養育されるよう必要な措置を取ることが求められており、より一層里親委託を推進する必要があることから選定しました。	令和元年度策定する「三重県社会的養育推進計画」における里親等委託率は、従来の家庭的養育推進計画の目標値より高い数値が求められるため、従来の目標値である33.3%を当初の目標年度（令和11年度）より早く達成し、さらに超えることをめざし、目標値を設定しました。	28.8% (30年度)	35.0%

II 創る ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
231	主指標	新規	男性の育児休業取得率 (育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、制度の充実や意識改革等により少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。	国が掲げている第3次少子化社会対策大綱における数値目標である「男性の育児休業取得率13%」を、「第二期子どもスマイルプラン」の最終年度(令和6年度)の目標値とし、目標達成に向け年1.7ポイントの上昇をめざし設定しました。	4.4% (30年度)	11.2%
231	副指標	新規	「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	県内企業・団体による次世代育成のための活動が進むことで、地域において子どもたちの豊かな育ちを支える気運が醸成されるとともに、企業・団体自身の風土改革にもつながることから選定しました。	みえ次世代育成応援ネットワーク加盟の企業・団体(約1,570)のうち、少なくとも1割以上が「みえの子ども応援プロジェクト」に参加することをめざし、目標値を設定しました。	-	160 企業・団体
231	副指標	新規	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	保護者同士で話し合いつながり合う「みえの親スマイルワーク」が広く県内で実施されることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	県内全ての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標値を設定しました。	4市町	29市町
231	副指標	変更	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げる必要があることから選定しました。	令和元年度に策定する「第二期子どもスマイルプラン」の最終年度(令和6年度)に現状値を倍増させることをめざし、目標値を設定しました。	100 企業・団体 (30年度)	180 企業・団体
232	主指標	新規	母子保健コーディネーター養成数(累計)	子育て支援センターへの母子保健コーディネーターの配置が進み、より充実した支援が行われるためには、県が母子保健コーディネーターを養成する必要があることから選定しました。	市町において母子保健を担当している保健師が母子保健コーディネーターとして従事可能な状態となるよう年約30人ずつ養成し、令和5年度までに270人養成することをめざし、目標値を設定しました。	132人 (30年度)	270人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
232	副指標	変更	出会い支援の取組について連携した企業・団体数	結婚や妊娠・出産、子育てに関するニーズにマッチした多様な出会いの場を提供するためには、複数の団体等が連携することが有効であることから選定しました。	みえ出逢いサポートセンターにおける出会いの場の情報提供数の過去3年の平均伸び率（128%）と同等の伸び率を維持することをめざし、目標値を設定しました。	24 企業・団体 (30年度)	64 企業・団体
232	副指標	新規	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	働きながら不妊治療を受けている方は増加していますが、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、企業が不妊治療への理解を深めていくことで、治療を受けやすい環境づくりの推進につながることから選定しました。	不妊治療と仕事の両立に関するアンケート調査結果では、職場の理解があると感じている人の割合は48.6%であった一方、治療について職場に話している人の割合は約60%でした。職場に話している人が職場の理解があると感じてもらえる状態をめざし、目標値を設定しました。	48.6%	60.0%
232	副指標	継続	産婦健診・産後ケアを実施している市町数	産後うつや虐待の予防の観点から、産後の初期段階における母子に対する支援の強化が重要であることから選定しました。	妊娠期から子育て期まで切れ目ない親子支援を充実させるため、県内全ての市町で産婦健診・産後ケアが実施されることをめざし、目標値を設定しました。	19市町	29市町
233	主指標	継続	保育所等の待機児童数	育児休業取得率の上昇など、働き続けやすい環境整備が進む一方で、保育所等への入所希望が増え、待機児童が発生しており、解消に向け取り組んでいく必要があることから選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在公表されている県内市町の同プラン実施計画も同様となっているため、県としても待機児童解消をめざし、目標値を設定しました。	109人 (30年度)	0人
233	副指標	新規	保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	当該研修の受講は、保育士等の処遇改善の仕組みにおける要件となっており、計画的に修了者を増やすことで、賃金上昇および離職防止を図ることができ、人材確保の観点から主指標である待機児童の解消につながるものであり、さらに、保育士等の資質向上が図られ、幼児教育・保育全体の充実にもつながることから選定しました。	処遇改善の受講要件にかかる経過措置期間が令和3年度末であり、それまでに研修を受講すべき保育士等を延べ人数で約8,000人と想定し、目標としました。そのうえで、令和4、5年度については、新たに処遇改善を受ける条件を満たす保育士や新規採用保育士等を約1,500人と見込み、その方々が研修を受講できることをめざし、目標値を設定しました。	2,066人 (30年度)	11,000人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
233	副指標	継続	放課後児童クラブの待機児童数	核家族化や就学前の保育ニーズの増加など、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い放課後児童クラブの利用希望が増え、待機児童が発生しており、その解消に向けた取組を強化していく必要があることから選定しました。	平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、本県としても0となることをめざし、目標値を設定しました。	55人	0人
233	副指標	新規	子どもの貧困対策計画を策定している市町数	子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、取組を進めることで県全体の貧困対策の底上げや取組の質の担保がされることが期待できることから選定しました。	「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間である令和2年度～6年度の5年間で、全ての市町において計画が策定等され、子どもの貧困対策の取組が進められていることをめざし、目標値を設定しました。	2市 (30年度)	22市町
233	副指標	継続	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	発達支援が必要な児童を就学前に早期発見・支援するためには、保育所や幼稚園等で適切な支援が行われることが必要であり、支援ツールとして県が開発した「CLMと個別の指導計画」の活用を促進するため選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、全体で67.5%（公立80%、私立50%）となることをめざし、目標値を設定しました。	53.8% (30年度)	67.5%